

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

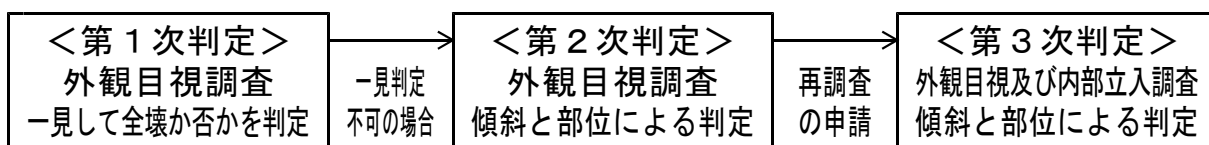
被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 具体的判定方法（②損害基準判定（経済的被害）で判定する場合）

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

（1）地震等による場合の判定方法

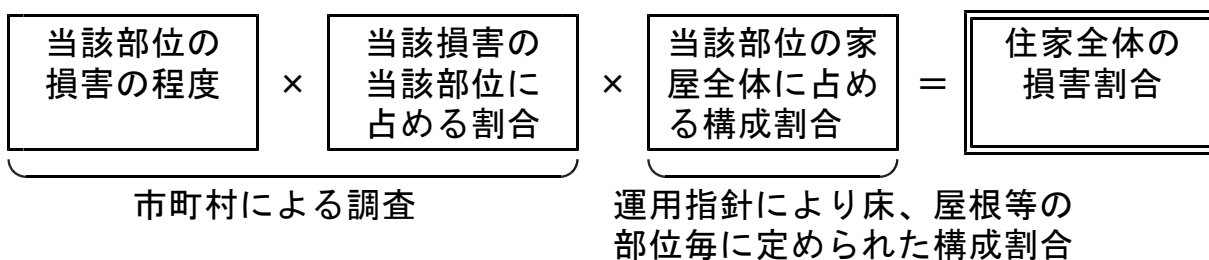


（2）浸水による場合の判定方法



（3）住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。



(4) 各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

	地震等による被害 (第2次判定)		地震等による被害 (第3次判定)		浸水による被害 (第2次判定)	
木 造 ・ プ レ ハ ブ	屋根	10%	屋根	10%	屋根	10%
	柱(または耐力壁)	30%	柱(または耐力壁)	20%	床(階段含む)	10%
	壁(外壁)	50%	床(階段含む)	10%	外壁	15%
			外壁	15%	内壁	15%
			内壁	15%	天井	5%
			天井	5%	天井	5%
			建具	10%	建具	10%
			基礎	10%	設備	5%
			基礎	10%		
			設備	5%		

(5) 損傷の例示

①木造・プレハブにおける地震等による被害の場合の基準（抜粋）

部 位	損傷の例示	損傷 程度
屋 根	棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。	10%
	棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない 一部のスレートにひび割れが生じている	25%
	棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい	50%
	屋根に若干の不陸が見られる 小屋根の一部に破損が見られる 瓦がほぼ全面的にずれ、破損または落下している スレートのひび割れ、ずれが著しい 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる屋上仕 上面に破断や不陸が生じている	75%
	屋根に著しい不陸が見られる 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている 屋根仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる	100%

②木造・プレハブにおける浸水による被害の場合（抜粋）

部 位	損傷の例示	損傷 程度
屋 根	浸水により屋根葺材等に浮きが見られる	25%
	浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる	50%
	浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる	
	浸水により下地材の損傷が見られる	